

岡山県重要物産同業組合連合会の成立

竹内 庵

The Formation of the Federation of Trade Associations for Important Products in Okayama Prefecture

Ihori TAKEUCHI

ABSTRACT

The paper throws light on “the Federation of Trade Associations for Important Products in Okayama Prefecture” (Okayama Ken Juuyou Bussan Dougyoukumiai Rengoukai) and tries to clarify its significance in the history of trade associations (policy) in Japan through an overall survey on its activities.

The Federation which was founded in 1925 by the leadership of Okayama Prefecture was not based on Trade Association Law but a private Federation. Nevertheless, the Prefecture acknowledged the importance of trade associations in this period and supported the Federation activities.

KEYWORDS : significance of trade association, early Shouwa

はじめに

日本の資本主義の発展過程における同業組合の役割については今少し研究の掘り下げが必要ではないだろうか、特に大正5（1916）年の重要物産同業組合法の改正以降の同業組合の動向を多面的に捉え直すことによってわが国の同業組合の歴史的意義もより一層明らかになるのではないだろうか、以上の観点の本稿の基本的立脚点である。

いわゆるわが国の「中間組織」としては大正期まで商業会議所（後の商工会議所）と同業組合が代表的なものであったと思うが¹⁾、大正期には「工業倶楽部」等の財界団体が登場する。今日に至るこの「財界」については近年役割の低下が指摘されている²⁾。財界の地位低下にみられるように中間組織の役割が問われようとしている。こうした時代状況において、明治以降わが国に展開した同業組合は改めて研究対象たるべき存在と考えるのである。

以上の観点から本稿では、岡山県における重要物産同業組合の動向、特に昭和初期に成立した「岡山県重要物産同業組合連合会」に焦点を当て若干の検討を試みることにしたい。わが国の同業組合の制度づくりは明治10年代後半から始まったといえるが、

制度が確立するのは明治30（1897）年の重要輸出品同業組合法から33（1900）年の重要物産同業組合法の成立においてである。岡山県においてもこうした制度を反映して明治30年代からさまざまな業種に同業組合が設立されていく。以下県下の同業組合の設立動向からみていくことにしよう。尚本稿で主として使用する資料は『岡山県重要物産同業組合誌』³⁾である。以下早速本論に入ろう。

I 岡山県における重要物産同業組合の設立動向

『組合誌』は明治18（1885）年岡山県下豊表商組合の設立を岡山県における公認された同業組合組織の濫觴であると指摘している。明治25（1892）年には本豊表商組合から花筵製造業者等が分離し花筵業組合を設立し公認されている⁴⁾。以上の前史を経て、明治30年代から昭和初期まで同業組合法に基づく同業組合が多数設立されていった。『組合誌』は明治30年代から昭和初期にかけて設立された重要物産同業組合（連合会を含む）の全容を掲載している。それを設立年と共に示してみよう。尚、その間設立されたもののその後解散された組合も第2表に掲げておく。

第1表 岡山県下重要物産同業組合（昭和4年末）

名 称	設立年月日	事 務 所	名 称	設立年月日	事 務 所
岡山県花筵同業組合	明 31. 8. 13	岡山市上石井	岡山県薬工品同業組合	明 44. 6. 9	岡山市七番町
岡山県真田同業組合	明 31. 8. 26	浅口郡金光町	岡山県醤油醸造同業組合	大 元. 9. 27	岡山市南方
中備素麺同業組合	明 33. 3. 29	小田郡笠岡町	中備薄荷同業組合	大 2. 6. 10	倉敷市六九五
岡山県豊表同業組合	明 33. 9. 13	岡山市下田町	岡山県蒟蒻粉同業組合	大 2. 10. 21	川上郡手荘村
岡山県蘭草同業組合	明 35. 3. 14	岡山市下石井	岡山県清涼飲料水同業組合	大 3. 3. 12	岡山市天瀬
備前織物同業組合	明 38. 3. 2	児島郡灘崎村	中備織物同業組合	大 4. 5. 13	後月郡出部村
小田後月薄荷同業組合	明 38. 8. 15	小田郡小田町	岡山県英田郡勝田郡木炭同業組合	大 6. 2. 27	英田郡林野町
美作穀物同業組合	明 38. 12. 18	久米郡佐良山村	岡山県除虫菊同業組合	大 6. 5. 10	小田郡笠岡町
邑久上道織物同業組合	明 39. 3. 31	上道郡西大寺町	備中物産織物同業組合	大 6. 10. 4	後月郡西江原町
岡山県石炭同業組合	明 39. 12. 15	岡山市天瀬町	岡山県阿哲郡木炭同業組合	大 7. 10. 3	阿哲郡新見町
備前薄荷同業組合	明 40. 1. 21	邑久郡邑久村	岡山県川上郡木炭同業組合	大 9. 10. 26	川上郡成羽町
岡山県燐寸同業組合	明 40. 6. 22	岡山市下石井	岡山県苫田郡木炭同業組合	大 10. 3. 2	津山市山下
美作肥料同業組合	明 40. 11. 6	津山市田町	岡山県製糸同業組合	大 10. 9. 10	岡山市(県庁内)
両備肥料同業組合	明 40. 12. 9	岡山市大供	岡山県蚕種同業組合	大 10. 9. 12	岡山市南方
岡山県足袋同業組合	明 41. 8. 15	岡山市西田町	岡山県真庭郡木炭同業組合	大 11. 5. 31	真庭郡勝山町
岡山県穀物同業組合	明 42. 11. 27	岡山市上石井	岡山県久米郡木炭同業組合	大 15. 3. 26	久米郡加美村
岡山県売薬同業組合	明 43. 9. 9	吉備郡総社町	三備薄荷同業組合連合会	大 9. 5. 12	倉敷市
岡山県果物同業組合	明 44. 6. 3	岡山市内山下	岡山県木炭同業組合連合会	昭 3. 12. 12	岡山市(県庁内)

注 『組合誌』3～5頁より。

第2表 解散された重要物産同業組合

組 合 名	設立年次	解散年次	組 合 名	設立年次	解散年次
岡山県両備蚕糸同業組合	明 34	大 4	岡山牛乳同業組合	大 4	不明
美作蚕糸同業組合	明 34	大 4	岡山県蚕糸同業組合	大 4	大 10
中備物産織物同業組合	明 37	大 3	岡山県輸出織物同業組合	大 6	大 13
美作紙同業組合	明 37	不明	岡山県帽子同業組合	大 7	大 12
岡山県度量衡器同業組合	明 38	不明	岡山県織物同業組合連合会	大 8	昭 2
両備紙同業組合	明 40	不明	岡山県紙函同業組合	大 9	昭 4
岡山県製塩同業組合	明 45	大 4	備前赤盤郡白木綿同業組合	不明	不明

注 『組合誌』6頁より。

みられるように、明治30年代から昭和初期までの期間に設立されそのまま活動を継続した組合が36あり、解散した組合(1連合会を含む)は14であった。こうした岡山県における重要物産同業組合の動向は、地域の産業経済に大きな役割を果たしたことは想像するに難くない。因みに同業組合の昭和4

(1929)年度の経費支出予算も第3表で示しておく。

第3表 重要物産同業組合の経費支出予算（昭和4年度）

組 合 名 称	経費支出予算額	組 合 名 称	経費支出予算額
岡山県花筵同業組合	33,463 円	岡山県醬油醸造同業組合	11,905 円
岡山県真田同業組合	41,380	中備薄荷同業組合	3,518
岡山県素麺同業組合	35,320	岡山県蒟蒻粉同業組合	12,075
岡山県畳表同業組合	22,346	岡山県清涼飲料水同業組合	15,330
岡山県蘭草同業組合	35,100	中備織物同業組合	4,100
備前織物同業組合	8,790	岡山県英田郡勝田郡木炭同業組合	4,330
小田後月薄荷同業組合	4,495	岡山県除虫菊同業組合	11,698
美作穀物同業組合	7,144	備中物産織物同業組合	3,347
邑久上道織物同業組合	2,557	岡山県阿哲郡木炭同業組合	23,047
岡山県石炭同業組合	5,930	岡山県川上郡木炭同業組合	4,985
備前薄荷同業組合	5,975	岡山県苫田郡木炭同業組合	7,675
岡山県燐寸同業組合	5,163	岡山県製糸同業組合	7,378
美作肥料同業組合	1,529	岡山県蚕種同業組合	17,097
両備肥料同業組合	14,973	岡山県真庭郡木炭同業組合	9,735
岡山県足袋同業組合	4,219	岡山県久米郡木炭同業組合	5,049
岡山県穀物同業組合	9,984	三備薄荷同業組合連合会	415
岡山県壳薬同業組合	1,331	岡山県木炭同業組合連合会	3,307
岡山県果物同業組合	21,763		
岡山県薬工品同業組合	18,289	計	424,756

注 1. 『組合誌』7・8頁より。

2. 円未満切り捨て。

第1表によると、確かに制度が確立した明治30年代に多数の組合が設立されているといえるが（10組合）、40年代でもわずか5年間に9組合設立され、その後も間隔を空けながら設立が継続している状況を読みとることができる。岡山県における重要物産同業組合は全体としては結局50組合が結成され14組合が解散したことになるが、第1表に示されるように、明治期に多数が設立されたとはいえ昭和初期までそれぞれの段階で設立されている点に留意したい。それぞれの段階で地域産業の要請上設立されていったといえよう。

因みに明治31（1898）年に結成された岡山県花筵同業組合は岡山県における国法による同業組合設立の嚆矢をなすが、同年設立の岡山県真田同業組合と共に、岡山県の2大輸出品に関わる組合であった点にも目を向けておこう。

ところで、以上のような個別の重要物産同業組合

の設立動向に対し、組合相互間の横の連携が大正期には求められてくる。つまり同一業界で地域別に結成されている個別の同業組合をつなぐ連携組織（連合会）の結成である。これはもとより同業組合法が規定している組織である。しかし、岡山県の場合、さらにそうした連合会とは別に県下全体の重要物産同業組合を連携する組織を組合法の適用を受けない私的団体として結成するに至っている。次節ではそうした点をみていくことにしよう。

Ⅱ 岡山県重要物産同業組合連合会の成立とその活動

岡山県において重要物産同業組合の連合会組織が最初に結成されたのは綿織物業界であった。大正8（1919）年12月設立の岡山県織物同業組合連合会である。岡山県は産地織物が相当発展した地域であっ

たが、第1表にあるように同業組合も県下に数組合設立されている⁵⁾。しかしこの同業組合連合会は昭和2(1927)年には解散している。次に大正9(1920)年5月には三備薄荷同業組合連合会が結成され、さらには昭和3(1928)年12月に至り岡山県木炭同業組合連合会が成立している。

ところで、一部の業界で連合会結成にも至った県下の重要物産同業組合の動向に対し、大正14(1925)年には重要物産同業組合の全体を統括する組織が県の指導により結成されている。その間の事情を『組合誌』は次のように述べている。

本県に於ける重要物産同業組合発達の沿革概要は大略以上の如くにして其の活動見るべきもの多く県下重要物産同業組合の声価を發揚し、当業者の福利増進に努めつつありと雖も尚進んで各同業組合間の連絡を保ち相提携して以て発展を期する為め法規に拠らざる連合団体の組織を必要とし古くより存する組合間の社交団体を改造し、大正十四年岡山県同業組合連合会と称する私的団体を設置し県下同業組合間の連絡と共通的事業の施行を為しつつあり。

然して県に於ける同業組合の監督指導は当初内務部勸業課に於て主管し各主務係にて其の事務を分担したるも大正十一年商工水産課(旧商工課)の独立後は専ら同課に於て統一監督することとなり現在に至る⁶⁾。

ここで注目しておきたいのは、この私的団体結成を主導したのは岡山県(当初内務部勸業課、後商工水産課)であったことである。古くから組合間の社交団体はあったようであるが、重要物産同業組合の現状をふまえ「尚進んで各同業組合間の連絡を保ち相提携して以て発展を期する為め法規に拠らざる連合団体の組織を必要と」とするという判断によるものであったのである。当該期における地方行政府の重要物産同業組合に対するこうした政策判断にまず留意しておきたい。

さて『組合誌』は連合会設立にいたる具体的な「沿革」を次のように述べている。

県下各種同業組合は何れも其の存立目的を異にする関係上組合相互間に何等の連絡なきを遺

憾とし古くより申合による連合会の設けありたりと雖も、只年一回合し意見の交換と懇親を図るを以て行事と為したるに止まり、未だ組織的機関たらざりしを大正十四年県商工課に於て之が改善に関し斡旋する処あり。同年五月十二日後楽園内茶唱に總會を開催し協議を遂げたる結果内容を改革し真に意義ある団体たらしむるため委員を設け規約案を作成することに決定し、左記組合を起草委員として選定したり。

岡山県蘭草同業組合
岡山県畳表同業組合
岡山県花筵同業組合
岡山県足袋同業組合
岡山県果物同業組合

右委員は同年五月十九日委員会を開き規約案を作成し、五月十八日臨時總會を岡山県商品陳列所に開催規約を議定し同時に理事の選挙を行いたるに左記の通り当選したり。

岡山県花筵同業組合
岡山県畳表同業組合
岡山県足袋同業組合
備中物産織物同業組合
備前薄荷同業組合
岡山県商工課長 伊藤莊之助
全 商工課主任属 松島義明

以上の経過により在来の連合会は茲に其の形態を調へ連合団体としての使命を盡すべく規約に示されたる目的に向って進むこととなり、事務所を県庁商工水産課内に置き県下同業組合間の連絡と共通的事業を施行しつゝ、現在に及べり⁷⁾

当初蘭草、畳表、花筵、足袋、果物の同業組合が委員として選出され規約案の作成がなされているが、後臨時總會によって規約の議定と共に理事が選出されている。理事の構成では花筵・畳表・足袋は委員と同じであるが、蘭草と果物に代わって織物(備中物産織物同業組合)と薄荷(備前薄荷同業組合)が新たに加わっている。尚、事務所は県庁商工水産課内に置かれていることから、本連合会は県の政策的関与なしでは考えられないものであったといえ

よう。

さて次に連合会の活動内容を見ることにしよう。といっても設立後数年経過しているのみであるから、それほど活動実績があるわけではないが、『組合誌』は若干の事業実績を示しているのを見ておくことにしたい。事業としては、1 博覧会共進会の参加、2 職員録の発行、3 建議、4 講習会の開催、5 視察、6 組合誌の刊行等である。まず博覧会については、次のような記述がある。

1 博覧会共進会の参加

連合会としては参加せざるも県の諮問により各組合互いに協調連絡を保ち県の計画と相俟って県下重要物産の紹介に力を致しつつあり、殊に昭和三年岡山市に於て大日本勸業博覧会を開催した際には連合会として経費三千九百三十六円余を投じ（此経費は特別会計とす）特設館を経営し県下重要物産の実演即売を為し以て県産品の宣伝に努力したり⁸⁾。

以上に見るように、岡山市での大日本勸業博覧会に3,936円の経費を投じている。

次に、建議の事項を全文掲げることしよう。ここから当該期連合会の意義・主張内容等をかなり窺うことができよう。

3 建議

同業組合の発展上適切なりと認むる事件に付いては総会の決議を以て行政官庁に対し建議、陳情等を為す最近に於て建議したるもの左の如し。

建議

這般新聞紙其の他巷間伝ふる所によれば現行重要物産同業組合法、同業組合準則、重要輸出品工業組合法及輸出組合法を廃止し単一の組合法を制定する様御審議中の趣右は邦家産業の発展振興上喫緊の要事にして現行法が現在の時代に割切ならざる点あるは世既に定評ある所にして速に之が実現を翹望する所に有之候、今静に現行法を玩味するに重要物産同業組合法が幾多の非難あるに不拘明治三十三年該法制定以来今日迄産業自治警察機関として重きをなす所以のものは同法第四条の規定による強制加入の制度あ

るが為にして、今若し同法より此規定を削除せむか同法の生命は全然之を失はるゝに至るべし、又翻て最近制定の重要輸出品工業組合を見るに其の構成極めて時代に適し産業経済の統制振興上に与ふる効果極めて甚大なるは何人も疑ふの余地なしと雖、同法の運用上常に遺憾を觀ずるは同法第八条の規定ありと雖も其の原則が任意加入にある点にして、今若し同法に対して重要物産同業組合法第四条の如く原則として強制加入を認めたらんか本邦中小工業の統制機関として最早一点非難すべきものなかるべしと思料被致候。

今回御審議中の改正組合法は未だ窺知するを許さずと雖伝ふるが如くんば叙上重要輸出品工業組合法の如く出資団体による任意加入を原則となさるゝにあらざるなきやを疑はざるを得ざるものあり、果して然らば組合員の統制上並に生産品の信用上幾多の不都合を來し組合の経済的機能は之を發揮し得べけんも弊害匡正に関する取締に至っては殆んど其の能力無きに至るべきは多年の経験に徴して瞭なるもの有之候様被存候

今若し出資団体と強制加入の兩事項が両立せざるを以て其の一方を捨てざるべからざるものありと仮定すれば原則として従来の重要物産同業組合法の如く強制加入による公益法人を認め以て弊害匡正の取締に任せしめ、出資団体は別に組合員中の有志を以て設立せしめ専ら経済行為を行はしむる様大体に於て事業を区分して同一組合に兼営せしむるの便法に依ることも亦一法ならむと思料致候

右県下岡山県花筵同業組合以下三十三組合代表者茲に会合して慎重熟慮の結果意見を具し重要物産同業組合法第十二条により及建議候也

昭和三年八月 日

右

商工大臣 中橋徳五郎殿

建議書

現行重要物産同業組合法は明治三十三年の制定

に係り爾來二十有余年を經過し其の間僅か一回の改正を見たるのみにして運用上不便の点多く時代に適切ならざるは定評ある処にして之が改正を望むこと既に久しきもの有之候折柄伝聞する処に依れば該法改正の議に關し調査御審議中の趣邦家産業のため慶祝に堪えざる処にして実現の期の速ならんことを要望するものに有之候、就ては多年組合経費の経験に徴し御考慮を相煩し度き点別記數項を掲げ御参考に供し度候条幸に御採擇を得度切望の至りに存じ候右謹で岡山県花筵同業組合以下連署を以て重要物産同業組合法第十二条に依り及建議候也

昭和三年十月 日

右

岡山県花筵同業組合組長

以下連署

商工大臣 中橋徳五郎殿

農林大臣 山本悌二郎殿

記

一、重要物産同業組合法第六条第二項の営利事業禁止規定に例外を認むるの件同業組合は法第六条第二項により営利事業を営むことを得ざるの結果其の目的達成上当然の附随事業とも見るべき販売の斡旋、製産上必要なる物資の供給、共同設備の利用等をも行ふこと能はざるが為め組合業務の發展を阻害し事業衰退の原因ともなる場合決して少からざるを以て特に弊害の生ぜざる限り組合員の営業上必要なる前記各種経済的行為を営み得る様例外規定を認め尚之れ等事業の施行により相当額の手数料を徴収し得るの途を設けられ度し。

二、同業組合名潜用者取締に関する件

同業組合法に依らざる商工業者の団体にして其の名称中に同業組合なる文字を使用するもの、取締に付ては施行規則第一条の規定あるも制裁に関する条項なきが為め往々類似名称を使用し社会を欺瞞せんとするものありて彼是混同せらる、場合多きを以て右潜用者を未然に防止し尚其の取締を徹底せしむるため相当

罰則を設けられたし。

三、検査事業の国営又は県営に関する件

現行法に於ては同業組合の設けある組合員の営業品に付ては組合として検査を行はしめて自治的に営業上の弊害矯正に任せしめつゝありと雖も翻て検査の實際を觀るに検査機関の不備にして自治的なるため検査職員の權威乏しく實際に至りては思い半に過ぐるもの往々にしてあるは邦家産業の為慨嘆に堪へざる処なり、如斯行詰り状態に陥らんとしつゝある同業組合検査事業の現状に鑑み之を国又は県営事業として検査の徹底を期する様改正を切望す。

四、重要物産同業組合法第四条に違背し同法第十九条の適用を受けたる者の取締に関する件

法第四条の規定に違背処分せられたる者尚加入を肯せざる場合は反覆法の適用を要求せざるへからざるが如きは組合統制上支障不少事業遂行に当り困難を感ずる場合多きを以て同条による処分を受けたる者は何等の手續を要する事なく当然組合に加入したるものと看做し取扱ひ得る様改正を望む、尚法第四条の違背事実発見の場合は証拠保全のため其の営業品を一時組合に於て差押へを為し以て事実の証明を容易ならしむるの途を開かれ度し。

五、組合証紙破棄者に対する取締方に関する件

同業組合又は同業組合連合会に於て組合員の営業品に貼付したる検査証紙の類を消費者に非ざる者（商人又は生産者）其の占有中に故意又は不正に之を破棄、汚損する者ありて業務上大なる支障を及ぼす場合あるも現行法規にては之が防止に関する規定なきを以て相当取締を為し得る様改正を望む。

六、経費賦課金滞納処分に関する件

現行組合法に依る時は経費賦課金の滞納者に対する処分方法は民事訴訟法上の手續に依るの外なくために其の整理に当り多大の経費と時日とを要し経営者の常に苦情とする処なるを以て国税徴収法に準じ組合自ら滞納処分を為し得る様改正を望む。⁽⁹⁾

以上のように、昭和3（1928）年に8月と10月の2回建議がなされている。こうした建議は、「同業組合の発展上適切なりと認むる事件に付いては総会の決議を以て行政官庁に対し」行うものとされている。

さて8月付の建議から見ていこう。当該期に問題化していた既存の諸組合法規（重要物産同業組合法、同業組合準則、重要輸出品工業組合法、輸出組合法）を廃止して新しい単一の組合法を制定しようという動きに対しての当連合会の基本的立場が表明されている⁹⁹。主張のポイントは現行の重要物産同業組合法は今や当該期の時代状況に適合的ではなくなっている点、それに対し重要輸出品工業組合法は「時代に適し産業経済の統制振興上に与ふる効果極めて甚大」であるという認識が示されるが、新法が重要物産同業組合法第4条の強制加入条項を削除するとすれば反対するというものである。要するに第4条の強制加入条項の存続を主張しているのであるが、われわれがここで留意したいことは、任意加入を原則とする工業組合法に対し「重要物産同業組合法第四条の如く原則として強制加入を認めたらんか本邦中小工業の統制機関として最早一点非難すべきものなかるべしと思料被致候」と述べていることである。つまり重要物産同業組合法の機能に代る工業組合法の機能の有効性を率直に認めている点である。しかし出資団体と強制加入との両立が不可能とすれば、従来の同業組合法の強制加入による公益法人を認め、一方「出資団体は別に組合員中の有志を以て設立せしめ専ら経済行為を行わしむる様大体に於て事業を区分して同一組合に兼営せしむる」という現実的方向を示しているのである。

いずれにしても当連合会は、つまり重要物産同業組合自体の中から、重要物産同業組合法の不備を明確に認識していることに注目したいのであるが、この点については10月付の建議に於て一層具体的に示されているといえよう。

10月の建議書の本文には強制加入の要求は必ずしも全面には出でならず、現行法は「運用上不備の点多く時代に適切ならざるは定評ある処にして之が改正を望むこと既に久しきもの有之候折柄伝聞する処

に依れば該法改正の議に関し調査御審議中の趣邦家産業のため慶祝に堪へざる処にして実現の期の速ならんことを要望する」と述べており、組合法の改正をむしろ積極的に支持しているのである。本文では組合活動の基礎となる組合経費の徴収に関し別記事項を要求するという点が記されているのみである。

そこで別記事項をみると6点が指摘されているが、一は同業組合法の営利事業禁止規定に例外を認めよという点、二は国法による同業組合以外の商工業者団体に同業組合の名称を使用させないよう罰則規定を設けよ、三は組合検査の現状に鑑み、国又は県営検査を要望する、四はいわゆる強制加入の徹底に関する要求、五は組合証紙の扱いの厳格化、六は四に関連するが経費徴収に関するもの、である。別記事項6点は重要度に従って列記されているとすれば、強制加入の主張点は4番目となっており、連合会としては最優先課題とはなっていない点が注目されよう。その意味で別記事項一・二・三が重要と思われる。一で同業組合は「営利事業を営むことを得ざるの結果其の目的達成上当然の附随事業とも見るべき販売の斡旋、製産上必要なる物資の供給、共同設備の利用等をも行ふこと能はざるが為め組合業務の発展を阻害し事業衰退の原因ともなる」と述べており、当該期岡山県下の同業組合の現場の要求をふまえたものといえるだろう。二は国法による同業組合組織を他と区別し強化しようとする主張と考えられるが、その場合三の主張との関連が極めて重要である。「検査の実際を觀るに検査機関の不備にして自治的なるため検査職員の權威乏しく実際に至りては思い半に過ぎざるもの往々にしてあるは邦家産業の為慨嘆に堪えざる処なり」といった検査の実情認識を前提に、国営又は県営の検査を要請しているのである。通常同業組合の検査権は固有のものとして主張される場合が多いと考えられているが¹⁰⁰、当連合会では昭和3年の段階で公権力による検査をむしろ求めている点が極めて注目されるのである。当該期岡山県における同業組合連合会は、さまざまな業界から構成されており、また同業組合内部においても多様な利害がからんでいることは当然であるが、同業組合全体の総意として連合会が提起した建議内

容は注目すべきものといえよう。建議の全体を仔細に読めば、当該期の同業者が同業組合組織に求めたものは、10月付の建議に具体的に示された一・二・三の事項内容が主たるものであり、その実現手段として四・五・六が付加されていると判断できるのである。こうした要求は当該期岡山県内外の産業経済の動向を反映したものといえよう。基本的には「市場」の拡大・深化による中小の業者の経営的要請が背景にあることはいうまでもなからう。以上で「建議」の検討を終えることにしたい。

以下、講習会の開催、視察、組合誌の刊行については次のような記述がある。

4 講習会の開催

同業組合知識の普及及徹底を期するため本省より講師の派遣を乞い左記科目により講習を開催したり。

講習科目 同業組合概論及経営 関係法規

5 視察

組合事業経営の参考に資せしむる為め年六組合宛抽籤により視察当番組合を定め連合会より視察一組合に対し金参拾円宛の補助金を交付し他府県に於ける同業組合経営の実況を視察せしむ。本件は昭和四年度より開始したる事業にして同年度中に視察したる組合は左記四組合なり。

岡山県蚕種同業組合 岡山県花筵同業組合
岡山県蘭草同業組合 岡山県畳表同業組合

6 組合誌の調査刊行

県下同業組合の沿革消長、組合組織の重要物産に関する盛衰変遷の跡を明にし以て之を後世に伝ふる為今上聖天子御即位の御大典記念事業として岡山県同業組合誌を編纂刊行したり。²³

以上のように、4では、同業組合の運営、関連法規の講習が行われたとしているし、5視察では、昭和4（1929）年度より他府県の同業組合の実情視察が県内同業組合の輪番でなされることになっている。6は組合誌の調査刊行であるが、県下同業組合の沿革と、重要物産の盛衰変遷を後世に伝えることを意図して刊行したと記している。

次に大正14（1925）年以降の連合会の経費を『組合誌』は掲載しているので示しておこう。

第4表 重要物産同業組合連合会経費（大正14年以降）

年次	事業費	事務費	会議費	その他	合計
大14	40	45	40	75	200円
15	40	35	30	52	157
昭2	85	35	165	47	332
3	70	35	165	14	285
4	280	40	309	7	636

注 『組合誌』16頁より。

最後に、連合会成立以降の役職員（第5表）と連合会規約を示しておくことにする。ここから当連合会の組織運営上の特徴について概要を知ることができよう。

第5表 連合会の役職員（大正14年度以降）

理事長	旧	岡山県商工課長	伊藤 莊之助
	旧	同	酒井 栄吉
	現任	同商工水産課長	松澤 龍雄
理事	自大正十四年至現在		岡山県花筵同業組合
	同		岡山県足袋同業組合
	同		岡山県畳表同業組合
	同		備前薄荷同業組合
	同		備中物産織物同業組合
	同	商工水産課主任属	松島 義昭
職員	囑託	商工水産課属	笹井 基
	同	商工主事補	守屋 福市

注 『組合誌』16・17頁より。

岡山県重要物産同業組合連合会規約

第一条 本会ハ岡山県重要物産同業組合連合会ト称シ事務所ヲ岡山県庁商工水産課内ニ置ク

第二条 本会ハ重要物産同業組合法ニヨル県下同業組合ヲ以テ之ヲ組織ス

第三条 本会ハ県下重要産業ノ発展興隆ヲ図ル為メ左ノ事業ヲ行フ

一 同業組合相互間ノ連絡統一ヲ図リ其ノ機能ヲ發揮セシムルコト

二 県下重要産業ノ進展ニ関スル施設ニ対シ行政官庁ニ意見ヲ開陳シ又ハ其諾

- 問ニ答フルコト
- 三 会員タル組合及組合員間ニ起リタル紛議ノ調停及争議ノ仲解等ヲナスコト
- 四 必要ニ応ジ共進会、品評会等ヲ開設シ又ハ其他ノ事業ヲナスコト
- 五 其他必要ト認ムル事項
- 第四条 本会ニ理事七名ヲ置ク 理事ハ互選ニヨリ理事長一名ヲ選挙スルモノトス
- 第五条 理事ハ総会ニ於テ所属組合中ヨリ選挙ス
- 但シ理事定員ノ半数ニ滿タザル範圍ニ於テ所属組合以外ヨリ選任スルコトヲ得 理事ノ任期ハ二カ年トス
- 第六条 理事長ハ会務ヲ総理シ本会ヲ代表ス 理事長事故アルトキハ理事之レヲ代理ス
- 第七条 本会ニ左ノ職員ヲ置キ理事長之ヲ任免ス
- 書記 若干名
- 書記ハ理事長及理事ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス
- 第八条 本会ハ毎年一回四月通常総会ヲ開ク 理事会ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時総会ヲ開クコトアルベシ
- 第九条 左ニ掲グル事項ハ総会ノ議決ヲ経ルモノトス
- 一 収支予算及経費ノ分賦収入方法
- 二 事業報告及収支決算
- 三 理事ノ選挙
- 四 規約ノ変更
- 五 其他理事会ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第十条 理事長ニ於テ必要ト認メタル場合及理事三分ノ一以上ノ請求アリタル場合ハ理事会ヲ開会ス
- 第十一条 左ニ掲グル事項ハ理事会ノ議決ヲ経ルモノトス
- 一 総会ニ提出スベキ議案
- 二 事業遂行上重要ナル事項
- 三 其他理事長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十二条 本会ハ総会ノ決議ニヨリ顧問ヲ置クコトアルベシ顧問ハ総会並ニ理事会ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得 但シ議決権ヲ有セズ

第十三条 本会ニ要スル経費ハ所属組合ノ負担金及補助金寄付金ヲ以テ之ニ充ツ

第十四条 本会ノ会計ハ毎年六月一日ニ始マリ 五月三十一日ニ終ル³³

まず第5表に注目したい。連合会理事長は創立以来岡山県商工課長(後商工水産課長)が務めており、理事にも3名の商工水産課関係職員が就いている。既に述べたように当連合会組織は県行政の指導が大きいといえよう。同業組合のさまざまな利害対立をふまえたうえで、県下同業組合の動向に一定の意思統一を図るということは容易ではないと考えられるが、岡山県の場合その必要性を認め連合会の活動を開始したのである。

最後の連合会規約をみてみよう。必ずしも詳細を規定したものではないが、組織としての基本的体裁は整えているといえよう。第一条で「本会ハ岡山県重要物産同業組合連合会ト称シ事務所ヲ岡山県庁商工水産課内ニ置ク」と規定している。第三条では具体的な活動内容が示されている。連合会の目的は「県下重要産業ノ発展興隆ヲ図ル」ことであるが、一項は「組合相互間ノ連絡統一」と「其機能ヲ發揮」させること、二は「行政官庁ニ意見ヲ開陳シ又ハ其諮問ニ答フルコト」、三では「組合及組合間ニ起リタル紛議ノ調停及争議ノ仲解等ヲナスコト」が記され、四は共進会、品評会等の開設が掲げられている。こうした活動が連合会の機能を示しているが、まさに当該期における同業組合連合会の中間組織としての機能であったのである。

以上本節では、岡山県重要物産同業組合連合会の成立とその活動について、資料を提示しながら逐一検討を加えてきた。本節全体を通じていえることは、当該期の岡山県下の重要物産同業組合が目指したものは、地域独占体としての機能維持などではないだろうということである。最も象徴的に示していると思われるのは昭和3(1928)年の8月と10月の2つの建議である。しかも8月から10月にかけて微

妙な変化がみられたことである。同業者がこの時期に同業組合組織を通じて求めたものは何か、それは既存の同業組合法の限界を前提とし、10月付建議の別記事項に関する問題に端的に示されているといえるだろう。

岡山県における重要物産同業組合連合会の成立は、当該期のわが国同業組合（政策）の歴史的意義を考える場合、重要な事例を提供しているように思う。同業者は大正期から昭和期にかけて確かに同業組合に新しい組織的機能を求めているのであり、岡山県の場合そうした動向を県政主導で捉え具体化させようとしたのである。

ところでわれわれは既に石川県の能美郡地域に展開した小松織物同業組合について、特に大正期以降昭和16（1941）年に至る活動をさまざまな角度から検討している。本稿との関連でいえば、小松織物同業組合は大正末から昭和期にかけて同業組合内でさまざまな極めて多様な活動を開始していることが特筆される⁹⁴。そしてこの時期に開始された事業の多くは昭和12（1937）年設立の工業組合に引き継がれているのである。小松織物同業組合の場合県の政策に主導されたという側面は必ずしも表面にはでないのであるが、岡山県の重要物産同業組合連合会の動向と方向を一にしていると判断できるのである。

おわりに

本稿では、岡山県における重要物産同業組合の設立動向を概観し、さらに県下の同業組合相互の連携組織として成立した岡山県重要物産同業組合連合会の活動内容を検討した。本稿で明らかになった事実の要点を以下示しておくことにしたい。

- (1) 岡山県では重要物産同業組合法に基づく同業組合が輸出関連業種を皮切りに明治30年代から順次設立され、結局昭和初期までの間に50組合（含連合会）が設立され、14組合が解散している。昭和3（1928）年の段階で36組合が活動していた。
- (2) 各同業組合の連携組織として連合会が岡山県の重要産業である薄荷、木炭、織物の3業種に

おいて大正後半以降に結成されたが、大正14（1925）年には県下重要物産同業組合全体を統括する岡山県重要物産同業組合連合会が成立した。この連合会は重要物産同業組合法に拠らない私的団体であった。

- (3) 連合会の運営は、歴代の理事長が岡山県商工課長（後商工水産課長）であったことから明らかのように、県行政に主導されたといえる。
- (4) 活動内容としては、博覧会・共進会の参加、職員録の発行、行政官庁への建議、講習会の開催、他府県同業組合の視察、組合誌の刊行等であった。
- (5) 当面の活動内容の中では、建議（昭和3年8月、同10月）が注目された。特に昭和3年10月の建議では重要物産同業組合法の強制加入条項の要求は後退し、営利事業禁止規定・検査事業等に関わる問題が最優先事項になっていると判断できた。

註

- (1) 藤田貞一郎「序論」（同『近代日本同業組合史論』清文堂、1995年）。
- (2) 宮本又郎「経済史・経営史の周辺⑤「財界」の後退」（『書齋の窓』有斐閣、第587号、2009年）
- (3) 『岡山県重要物産同業組合誌』（岡山県重要物産同業組合連合会、1930年）。以下『組合誌』と略す。
- (4) 『組合誌』1頁。
- (5) 岡山県の綿織物重要物産同業組合については、竹内庵「岡山県における綿織物重要物産同業組合の動向」（『四国大学紀要』A人文・社会科学編、第36号、2011年）参照。
- (6) 『組合誌』2・3頁。
- (7) 『組合誌』9・10頁。
- (8) 『組合誌』10頁。
- (9) 『組合誌』12～15頁。
- (10) 因みに、藤田貞一郎氏は昭和3（1928）年の三法統一構想案（重要輸出品工業組合法、輸出組合法、重要物産同業組合法を統一して商工組合法とする案）について、重要物産同業組合の政策史あるいは中小企業政策史研究における今後の重要な検討対象たるべきものと指摘している。藤田貞一郎『近代日本経済史研究の新視角』（清文堂、2003年）14・15章参照。
- (11) 同業組合の検査問題に関し、県営検査移管をめぐ

岡山県重要物産同業組合連合会の成立

って、同業組合間で抗争があった点について宮崎県の木炭同業組合は一つの事例を提供している。日向木炭史編纂委員会編『日向木炭史』（宮崎県，1965年）参照。石川県の小松織物同業組合の場合，昭和期には組合の検査権は全く独占的ではなくなっており，県営検査と同列になっている。竹内庵「大正～昭和戦時期における同業組合の機能」（『四国大学紀要』A 人文・社会科学編，第25

号，2006年）参照。

(12) 『組合誌』15・16頁。

(13) 『組合誌』17～19頁より。

(14) 竹内庵「大正末～昭和戦時期における小松織物同業組合の活動の多様化」（『四国大学紀要』A 人文・社会科学編，第28号，2007年）。

（竹内庵：四国大学短期大学部経済学研究室）